○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(抄)

(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)

傍線の部分は改正部分

亲

に、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えない。

⑦ (略)

(5)~(11) (略)

(12) 準用

基準第 108 条の規定により、基準第 3条の 7、第 3条の 8、第 3条の 10、第 3条の 11、第 3 条の 20、第 3条の 26、第 3条の 32 から第 3条の 34 まで、第 3条の 36、第 3条の 38、第 3条の 39、第 28条、第 33条、第 34条第 1 項から第 4 項まで、第 80条、第 82条の 2 及び第 84条までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 のの 4 の(1)、(2)、(4)、(5)、(13)、(17)、(23)、(25)、(27)及び(28)、第 3 の二の二の 3 の(4)、(8)及び(9)の①から④まで並びに第 3 の四の 4 の(11)、(14)及び(16)を参照されたい。この場合において、準用される基準第 34条第 1 項の規定について、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1 年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととする。

- 六 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 1 人員に関する基準
- (1) 生活相談員(基準第110条第7項)

サテライト型特定施設(本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。また、本体施設とは、サテライト型特定施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所をいう。この場合において、本体施設と密接な連携を確保する具体的な要件は、本体施設とサテライト型特定施設は、自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内の近距離であることをいう。以下、この号において同じ。)の生活相談員については、本体施設(介護老人保健施設に限る。)の支援相談員によるサービス提供が、当該本体施設の入所者及びサテライト型特定施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(2) • (3) (略)

(4) 機能訓練指導員(基準第110条第5項及び第7項)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)とする。

④ (略)

(5)~(11) (略)

(12) 準用

基準第 108 条の規定により、基準第 3 条の 7、第 3 条の 8、第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 34 まで、第 3 条の 36、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 28 条、第 33 条、第 34 条第 1 項から第 4 項まで、第 80 条、第 82 条の 2 及び第 84 条までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 のの 4 の(1)、(2)、(4)、(5)、(13)、(17)、(23)、(25)、(27) 及び(28)、第 3 の二の二の 3 の(4)、(8) 及び(9) の①から④まで並びに第 3 の四の 4 の(11)、(14) 及び(16) を参照されたい。

ĺΗ

六 地域密着型特定施設入居者生活介護

- 1 人員に関する基準
- (1) 生活相談員(基準第110条第7項)

サテライト型特定施設(本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。また、本体施設とは、サテライト型特定施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する介護老人保健施設又は病院若しくは診療所をいう。この場合において、本体施設と密接な連携を確保する具体的な要件は、本体施設とサテライト型特定施設は、自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内の近距離であることをいう。以下、この号において同じ。)の生活相談員については、本体施設(介護老人保健施設に限る。)の支援相談員によるサービス提供が、当該本体施設の入所者及びサテライト型特定施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(2) • (3) (略)

(4) 機能訓練指導員(基準第110条第5項及び第7項)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。

また、サテライト型特定施設の機能訓練指導員については、本体施設(診療所を除く。)の 理学療法士又は作業療法士によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテラ イト型特定施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

〇 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(抄)

(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)

傍線の部分は改正部分

辛

また、サテライト型特定施設の機能訓練指導員については、本体施設(診療所を除く。)の 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患 者及びサテライト型特定施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かない ことができる。

(5) 計画作成担当者(基準第110条第7項)

サテライト型特定施設の計画作成担当者については、本体施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院(指定介護療養型医療施設に限る。)に限る。)の介護支援専門員によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型特定施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(6) • (7) (略)

(8) 病院及び診療所の療養病床転換による機能訓練指導員の配置に関する基準緩和の経過措置 (附則第17条)

一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)においては、機能訓練指導員は、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設における理学療法士等によるサービス提供が、当該併設医療機関及び医療機関併設型指定地域密着型特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(9) 病院及び診療所の療養病床転換による生活指導員及び計画作成担当者の配置に関する基準 緩和の経過措置(附則第17条)

一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若 しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若 しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換し、指定地域密着型特定施設入居者生活介 護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、当該医療機関併設型指定地 域密着型特定施設における生活相談員及び計画作成担当者の配置については、当該医療機関併設 型指定地域密着型特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合 にあっては、実情に応じた適当数でよいこと。

- 2 設備に関する基準(基準第112条)
- $(1)\sim(5)$ (略)
- (6) 病院及び診療所の療養病床転換による浴室、便所及び食堂に関する基準の緩和(附則第 18 条)

一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床

(5) 計画作成担当者(基準第110条第7項)

サテライト型特定施設の計画作成担当者については、本体施設(介護老人保健施設又は病院 (指定介護療養型医療施設に限る。)に限る。)の介護支援専門員によるサービス提供が、本 体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型特定施設の入居者に適切に行われると認められ るときは、これを置かないことができる。

ĺΗ

(6) • (7) (略)

(新設)

2 設備に関する基準(基準第112条)

 $(1)\sim(5)$ (略)

(新設)

傍線の部分は改正部分

O 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (抄)

(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)

若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設における浴室、便所及び食堂に関しては、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合にあっては、置かないことができるものとする。

なお、機能訓練指導室については、他に適当な場所が確保されている場合に設けないことができることとされており、この場合には、併設医療機関の設備を利用する場合も含まれるものである。

3 運営に関する基準

 $(1)\sim(4)$ (略)

- (5) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針
- ① 基準第118条第4項及び第5項は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

なお、基準第128条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。

② 同条第6項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。)とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。

なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営推進会議と一体的に設置・運営することも差 し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望まし い。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、 その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。

指定地域密着型特定施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のようなことを想定している。

- <u>イ</u> 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
- <u>ロ</u> <u>介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録すると</u> <u>ともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</u>
- <u>小</u> 身体的拘束等の適正化のための委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。
- ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発

3 運営に関する基準

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針

基準第118条第4項及び第5項は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に 身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

ĺΗ

なお、基準第128条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(抄)

(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)

傍線の部分は改正部分

亲

生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

- ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- へ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。
- ③ 指定地域密着型特定施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。
- イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針
- へ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
- ④ 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定地域密着型特定施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域密着型特定施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。

<u>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施</u> 設内での研修で差し支えない。

- (6)~(12) (略)
- (13) 準用

基準第 129 条の規定により、基準第 3条の 10、第 3条の 11、第 3条の 20、第 3条の 26、第 3条の 32 から第 3条の 36 まで、第 3条の 38、第 3条の 39、第 28条、第 32条、第 33条、第 34条第 1 項から第 4 項まで及び第 80条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 4 の (4)、(5)、(13)、(17)及び(23)から(25)まで、(27)、(28)、第 3 の二の二の 3 の (4)、(7)、(8)及び(9)の①から④まで並びに第 3 の 四の 4 の (11)を参照されたい。この場合において、準用される基準第 34条第 1 項から第 4 項までの規定について、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1 年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととすること。

- 七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 1 基本方針
- (1) (2) (略)
- (3) サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。また、本体施設とは、サテライト型居

(6)~(12) (略)

(13) 準用

基準第 129 条の規定により、基準第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 28 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条第 1 項から第 4 項まで及び第 80 条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 4 の (4)、(5)、(13)、(17)及び(23) から (25) まで、(27)、(28)、第 3 の二の二の 3 の (4)、(7)、(8)及び(9)の①から④まで並びに第 3 の 四の 4 の (11) を参照されたい。

- 七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 1 基本方針
- (1)・(2) (略)
- (3) サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。また、本体施設とは、サテライト型居